

4
Apr.衛生
トピックス

今月のテーマ：

GHSに基づいて
化学物質を安全に取り扱おう！

食品を取り扱う事業場では、殺菌剤や消毒剤、洗浄剤等々の化学製品を扱っており、なかには引火性の性質を持つものや、接触して皮膚を損傷させるおそれのあるものなど、取り扱いの際には注意が必要となる化学製品があります。そこで新たに従業員を迎える今月は、GHSに基づいた化学物質を安全に取り扱うための取り組みについてお伝えいたします。化学物質による労働災害を防ぐため、従業員への教育を実施し、全員で決められたルールを守りましょう。

GHSとは？

GHSは国際的に推奨されている化学製品の危険有害性の分類・表示方法です。

化学物質の安全利用を促進するため、**表示及びSDS**（Safety Data Sheet：安全データシート）による**危険有害性に関する表示項目を国際的に調和（統一）するためのシステム**として国連で示された勧告で、「**化学製品の分類および表示に関する世界調和システム**（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：GHS）」と言います。

目的

GHSは、化学製品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、**人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的**としています。

適用

GHSは、危険有害性を有する全ての化学製品に適用されることが期待されています。

GHSの情報は、**化学製品を取り扱う全ての人たちに役立つ**ものです。

規定内容

GHSには以下の内容が含まれます。

- ・危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（**分類基準**）
- ・分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（**ラベルやSDS**）

分類

以下の危険有害性（ハザード）の分類基準

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

情報伝達



ラベル

ラベルにより、化学製品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達



SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学製品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

事業場における化学物質管理の取り組み

●「労働安全衛生法」で義務付けられていること

「労働安全衛生法」では、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質（674物質：2021年1月1日現在）について、

- 1) 譲渡又は提供する際の**ラベル表示**
- 2) 譲渡又は提供する際の**安全データシート（SDS）の交付**
- 3) **事業場で取扱う際のリスクアセスメントの実施**

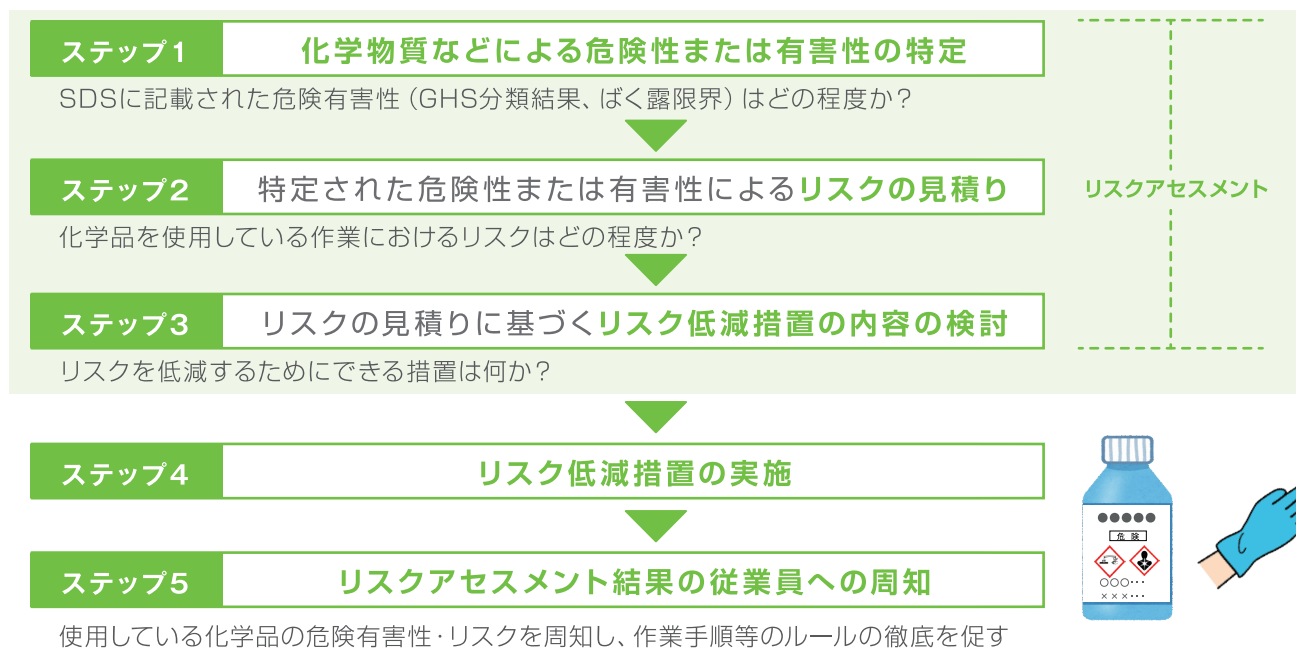
の3つの対策が**義務付け**られています。

※労働安全衛生法で義務付けられているラベル表示及びSDSの交付では、表示または通知する事項が定められていますが、**GHSに基づくJIS規格**（JIS Z 7252/JIS Z 7253）に準拠して作成されたラベル及びSDSであれば規定を遵守したものととなります。

●事業場に求められていること

業種や事業場規模にかかわらず、**対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場**には、**リスクアセスメントの実施が義務付けられています**。事業場では**事業者と従業員が、取り扱う化学物質の危険性や有害性を認識し、事業者はリスクに基づく必要な措置を検討・実施し、従業員は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実行する**ことが大切です。

リスクアセスメントの流れ



●リスクアセスメント結果の従業員への周知(教育)

リスクアセスメントを実施したら、従業員が**リスクに応じた対策をとれるよう教育を行います**。従業員にルールを守ってもらうためには、**継続した教育**が必要です。

1.周知事項

- ①対象物の名称 ②対象業務の内容 ③リスクアセスメントの結果（特定した危険性または有害性、見積もったリスク） ④実施するリスク低減措置の内容

2.周知の方法

リスクアセスメントの結果は、SDSの周知と同様に、次のいずれかの方法で従業員が常時確認できるよう周知します。

- ①作業場に常時掲示、または備え付け ②書面を従業員に交付 ③電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器(パソコン端末など)を設置

結果の配布や掲示のみで従業員の理解を高めることは難しいため、ラベル・SDSの内容、リスクアセスメントの結果等についての教育等も併せて実施することが望まれます。

3.雇入れ時と作業変更時の教育においては、上記の周知事項を含めるものとします。

4.リスクアセスメントの対象の業務が継続し、従業員への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存しておきましょう。

【参考資料】

- ・労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（平成三十年法律第七十八号による改正）
- ・労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（令和二年厚生労働省令第百三十四号による改正）
- ・経済産業省、厚生労働省：「GHS対応ー 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度、令和4年1月」
- ・厚生労働省：化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係）、令和4年2月1日現在の法令に基づくもの
- ・厚生労働省：化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係）、令和4年2月1日現在の法令に基づくもの
- ・厚生労働省：化学物質を安全に取り扱うためのラベル・SDS・リスクアセスメント制度について（労働安全衛生法関係）、平成30年3月9日
- ・厚生労働省：小冊子「化学物質による労働災害の防止に向けてラベルでアクション」、2021年3月版
- ・厚生労働省：「ラベルでアクション」～事業場における化学物質管理の促進のために～